

各地方機関の長  
各都道府県警察の長 殿

原議保存期間10年  
(平成34年3月31日まで保存)

警察庁丙交指発第6号、丙刑企発第8号

平成24年3月16日

警察庁交通局長

警察庁刑事局長

「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について

標記の件については、別添のとおり平成24年3月16日付け最高検企第137号をもって次長検事から通知があったので、通知する。



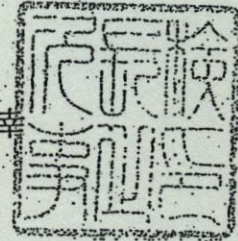
平成24年3月16日

警察庁乙交収第1号  
最高検企第137号

平成24年3月16日

警察庁次長 殿

次長検事 池上 政幸



平成12年3月30日付け最高検企第84号次長検事依命通達「自動車運転  
過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いら  
れる書式の統一化について」の一部改正について（参考通知）

この度、標記の件について、別添のとおり検事長及び検事正に通達したので、参  
考通知します。



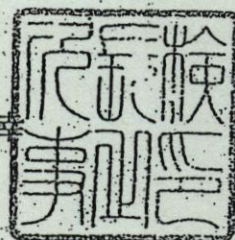
最高検企第136号

平成24年3月16日

検事長殿

検事正殿

次長検事 池上 政 幸



平成12年3月30日付け最高検企第84号依命通達「自動車運転過失傷害等事件に係る司法警察職員捜査書類基本書式例の特例として用いられる書式の統一化について」の一部改正について（依命通達）

民法等の一部を改正する法律（平成23年法律第61号）が平成24年4月1日から施行され、未成年後見人に法人を選任することができることとなったことから、標記通達の一部を下記のとおり改正することとしたので、同日から本改正に基づく取扱いが実施されるよう司法警察職員に指示願います。

なお、今回改正された様式については、改正前の様式による用紙が残存し、又はシステム等により改正前の様式が出力される限り、改正前の様式の保護者又は身元引受人欄の氏名欄に法人の名称又は商号及び代表者の氏名を、同欄の住居欄に法人の主たる事務所又は本店の所在地を記載して、これを使用することは差し支えありませんので、併せて伝達願います。

また、既に検事総長の承認を得て特例書式を制定している事項について、今回の改正の趣旨にのっとり改める場合には、改めて検事総長の承認を得る必要はないので、申し添えます。

おって、本件については、法務省刑事局及び警察庁と協議済みです。

記

別添1自動車運転過失傷害等事件特例書式の様式第1号（その1）中



保護者又は 身元引受人	氏名	( 歳)	続柄	
	住居	(電話 )		
	職業	勤務先	(電話 )	

を

保護者又は 身元引受人	氏名 (名称又は商号及び代表者の氏名)	( 歳)	続柄	
	住居 (主たる事務所又は本店の所在地)	(電話 )		
	職業	勤務先	(電話 )	

に改める。